

生活協同組合における役員の役割 及び CC 共済の役割

2005.7.16 協同総研 岡安喜三郎

はじめに：いくつかの「前提」

a) 諸法令類 / 原則

事業にかかわる法令類：介護保険法関連、その他関連業法

管理にかかわる法令類：労働法関連、出資法等 / 企業会計原則

運営にかかわる法令類：生協法関連 / 協同組合の原則

b) 経営の良し悪しに影響を及ぼしている人たち（ステークホルダー）は誰か？それらとの関係は？

専務理事・事務局長にとって

高齢協組織にとって

敵対的か、商売的か、パートナーか、リーダーシップか

c) 伝統的な経営手法、経営論からの脱却

伝統的な経営手法、経営論とは、「マネジメントは命令や権限、統制に依存するし、重要視されるのは力と権限である。各々の部分や機能は分析可能で、別々の取り扱いが可能。組織は上級の幹部がリードすべきもの。人は組織目的に合うように訓練される、等々」の考え方、およびこれらを根底に置いた一連の業務とそのサイクルを言うことにする。

新しい酒には、新しい酒袋を！

高齢協は、少子高齢社会の重要なアクター、21世紀の協同組合

新しい協同組合には、新しい働き方を！

・ 理事とは？その役割と任務

(1) 理事

- † 「法人の事務を処理し、これを代表し、権利を行使する機関。株式会社などでは特に取締役という」（広辞苑）
- † 代表理事制の協同組合、代表理事制を採らない協同組合（意思決定機関、業務執行機関）
- † 組合と理事との関係は委任関係。

(2) 理事の義務

- † 善良なる管理者の注意をもって、その職務を行う（善管注意義務）
- † 法令、定款・規約、総会、理事会決議を遵守し、組合のために忠実に職務を遂行する（忠実義務）
- † 理事がその地位から得た事業上の秘密を利用して、組合の犠牲において私利をはかることは避けなければならない（競業避止義務）
- † 理事と組合との取引の制限（自己取引、利益相反取引の制限）

(3) 理事の責任

a) 組合に損害を与えた場合

任務を怠ったことが原因	行為をした理事の賠償責任
理事会の議決による行為	賛成者は行為を行ったとみなす (反対でも異議が議事録に載ってないと...)

他の理事の違法行為を防止できなかった場合、監視義務違反もありえる。

b) 第三者に対する損害賠償責任

理事の悪意・重大な過失	その理事の責任で第三者に賠償
決算等の虚偽記載が原因	上記と同じ
理事の職務執行上の損害	組合の不法行為(組合が責任) (行為者の理事も個人の立場で)

c) 時効により消滅するまでは、過去の在任中の責任は免れ得ない

< 付 > 監事の義務と責任は、義務違反のあった監事の責任は理事の場合と同様。

・協同組合のトップマネジメント機能

高いところざしと社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人

仕事起こしの協同組合として連帯性を発揮し、発展的・継続的に事業経営をすすめる最高責任者

情報の公開と参加型民主主義を徹底し、（職場において）協同組合手法に確信とロマンを持つ人

自らの組織を「社会からの預かりもの、未来からの預かりもの」として私心を排し、人を育て、組織の発展方向を追い求める人

「トップマネジメント機能を民主的に高める」機能がトップマネジメントそれ自身の中になければならない（トップ足る所以）

通常、トップマネジメントは何処に？

以下　．協同組合“ふたまた”の指導者集団論参照。

・協同組合“ふたまた”の指導者集団論（レイドロー報告「西暦2000年における協同組合」より）

- 1 「理論上は、協同組合は二つの全く異なったグループによって管理・運営されている。一つは、組合員によって選ばれた素人集団（Laymen）であり、もう一つは、理事会によって任命されたマネージャーと職員たち（Personnel）である。」（p.135）
- 1 「これら二つが一緒になり、規模の大小を問わず、協同組合の主たる指導者集団を形成する。実際、この“ふたまた”の指導者集団という考え方は、多くの協同組合でうまくいっている。」（同上）
- 1 「このことは協同組合の際立った特徴と言える。なぜなら、他の企業では、強い権力を持った個人に率いられる少数の経営者集団による一本化した経営と指導という傾向が強いからである。」（同上）

“ふたまた”の指導者集団とは実践的には理事会の構成として実現される（理事長と専務理事の役割分担としても）が、少なくとも、理事会に二つの違う性格の情報が入って、議論がされているかという問題。素人集団とは「市民的利益と感覚の代表」とも言える。

・ 「協同と協同組合」再考

- 1 **協同組合組織の強み（良さ）**は、人として大切にしたいことを組織の価値にできること

ICA 声明「協同組合の価値」

「協同組合は、自助自立、自己責任、民主主義、平等、公平、連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を引き継ぎ、協同組合の組合員は、正直、開放、社会的責任、人への思いやりという倫理的な価値を信条とする。」

- 1 **価値の実現には、一定の運営原則が必要になる。**

「いい人が集まらなければいい組織にはならない」が、「いい人が集まってもいい組織になるとは限らない」。

ICA 協同組合原則の変遷

第 15 回総会で採択 1937 年パリ	第 23 回総会で採択 1966 年ウィーン	第 31 回総会で採択 1995 年マンチェスター
1.加入脱退の自由、公開	1.公開	1.自発的で開かれた組合員制
2.民主的管理、一人一票	2.民主的管理、一人一票	2.組合員による民主的管理
3.利用高配当	4.剰余金の配分	3.組合員の経済的参加
4.出資金の利子制限	3.出資金の利子制限	
5.政治的・宗教的中立		4.自治と自立
6.現金取引		
7.教育促進	5.教育促進	5.教育・訓練および広報
	6.協同組合間協同	6.協同組合間協同
		7.コミュニティへの関心

- 1 **協同組合は、活動に参加するすべての人を運営の主体者にする組織。**

自立した人（したい人）が協同する、協同してさらに自立を高める。

上下関係や支配被支配関係の形成に価値を見出すものではない。

伝統的経営論からの脱皮は必要とされる。

・この間の高齢協の活動（生き甲斐、仕事、福祉）から見えるキーワード

- （健康） 普遍的な関心事
- （安心） 助け合い、年金、医療、介護、（不安）認知症
- （安全） 治安、振り込め詐欺対策、成年後見制度
- （友達） 電話、顔が見える、たまり場。「仲間」+「情」
- （発表） 発表につながる趣味やサークル、発表そのもの
展示即売（編み物など）、料理

・役職員に共有化された理念・ビジョンの存在

- （内容）我々は何者であって、何をめざしているのか。
- （方法）役員・労働者・組合員で共有し、
様々なステークホルダーに広める。
- （位置）経営活動の出発点。
すなわち、すべてのブレ（がある場合）はここから始まる
- （評価）ステークホルダーの共感、積極的関与

・地域の再生と支えあいで、安心な暮らしをつくる

3-6 「現物給付」の給付事例

「CC 共済コーディネータ用テキスト」p.71 より

CC 共済の理念は「地域の再生と支えあい」

参加型、社会連帯型の共済

CC 共済の特徴は「現物給付」の共済

「人とのぬくもり」「心のふれあい」で支えあう

地域にネットワークを広げる CC 共済

「おたがいさまの地域づくり」

高齢者福祉三原則の実現を願う CC 共済

介護保険制度、成年後見制度の基本理念と共通

CC 共済は協同労働と密接不可分な共済

働く人たちの十分な自発性の発揮

CC 共済の仕組みと運営 <協同組合的運営>

高齢協や労協の組合員活動としての事業

—————了